

専決処分報告（調停）

令和6年（2024年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件9件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	令和6年1月9日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第79号 未払賃料請求調停事件	白石区北郷 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計386,260円を今後分割して令和9年3月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	令和6年1月9日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第82号 未払賃料請求調停事 件	厚別区もみ じ台団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計429,900円を今後分割して令和9年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	令和6年1月18日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第93号 未払賃料請求調停事 件	厚別区もみ じ台団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃合計138,600円を今後分割して令和7年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	令和6年1月18日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第97号 未払賃料請求調停事 件	清田区里塚 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計194,200円を今後分割して令和10年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	令和6年1月29日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第94号 未払賃料請求調停事 件	厚別区もみ じ台団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計155,000円を今後分割して令和6年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
6	令和6年1月31日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第95号 未払賃料請求調停事件	白石区東川 下団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計253,200円を今後分割して令和8年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
7	令和6年2月14日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第91号 未払賃料請求調停事件	豊平区豊平 橋南団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計172,030円を今後分割して令和10年12月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払を通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 1の(3)に同じ。
8	令和6年3月12日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第8号 未払賃料請求調停事件	厚別区青葉 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計245,600円を今後分割して令和9年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
9	令和6年3月12日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第9号 未払賃料請求調停事 件	厚別区もみ じ台団地の 入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計389,900円を今後分割して令和7年10月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>